



- このラベルが利用出来るのは「コイン形リチウム電池が機器内に組込（セット）されている場合」に限られます。
- 機器から外した状態で同梱されている場合や、コイン形ではないリチウム電池（リチウム金属電池・リチウムイオン電池）の場合には「リチウム電池取扱ラベル」を貼付し、規格に沿った梱包を行なう必要があります。

(※1) 「高濃度のアルコール」とは24度以上の物を指す。ただし飲料に限り、24~60度（約2バッックの場合は24~70度）であっても、1容器あたり5リットル以内であれば航空輸送可。

(※2) 機器組込（同梱は不可）のボタン電池に限り、航空危険物の扱いを受けないため輸送不可。

(※3) 機器組込（同梱は不可）のボタン電池に限り、航空輸送可。リチウム電池及びそれらを含む機器は、それ以外のリチウムイオン電池・内容により条件あり。（内国郵便については、国際郵便での差出時に差し引かれたものは航空輸送可、それ以外は陸便）

(※4) 日本郵便利用時は、ゆうパック約款・国際郵便約款に則り差し引かれたものを除く。

- 郵便禁制品  
1. 電気発火性、発火性、その他の危険性のある物で総務大臣が指定するもの  
2. 毒劇物、劇毒、毒物、毒物および劇物（官公署、医師、歯科医師、薬剤師または毒物業者）  
3. 生き残った病原菌を含有し、または生き残った病原菌が付着している物  
4. 法令に基づき移動または、燃布を禁止された物  
5. 人に危害を与えるおそれのある動物（学校または試験所から差し出され、またはこれにあてるものを除く）
- 航空危険物の具体例  
1. 火薬類  
2. 花火、クラッカー、爆竹、発煙筒など  
3. 高圧ガス・ガラス・ガラス容器、ガラス容器、ガラス容器  
4. 塗装、接着剤、接着剤  
5. 印刷用インク（筆記具用のぞく）、接着剤、接着剤  
6. フタリ、火薬、火薬、火薬  
7. 可燃性物質（可燃性物質・自然発火性物質・水反応可燃性物質）  
8. マッチ、セロロイド、金属粉末、硫黄、活性炭など  
9. 酸化性物質類（酸化性物質・有機過酸化物）  
10. 過酸化ベンソイル、過酸化水素水、硝安肥料、漂白剤、酸素発生器など  
11. 毒物類（毒物・毒物を移しやすい物質）  
12. 花火、火薬、火薬、火薬  
13. 殺虫剤・殺虫剤  
14. ブルトニウム、ラン、ラジウムなど  
15. 食性物質  
16. 液体パッケージ、水銀、強アルカリ、気圧計など  
17. その他の有害物性  
18. ドライアイス、アスベスト、強磁石、トナー、エアバッグ、凶器（※2）、リチウム系電池（※3）など